

「自転車と一緒にヘルメットを！」

皆さん こんにちは。

令和4年4月「道路交通法の一部を改正する法律」が公布され、令和5年4月1日から全ての年齢の方に対する自転車乗車用のヘルメット着用が努力義務化されることになったことはご存知ですか？

自転車は、気軽に乗れて、便利な移動手段ですよ。

でも、事故に遭ってしまった時や転倒してしまった時など大きな怪我を負う危険性があり、自転車の交通事故で亡くなられた方の約6割が頭部を損傷しています。

被害の軽減には、頭部を守ることがとても重要です。

また、自転車の安全利用について ご家族やご友人とも確認しておきましょう。

- 整備、点検は定期的に行っていますか。
- 自転車保険には加入していますか。
- 自転車の乗車は車道が原則。左側通行、歩行者優先です。
- 交差点では信号と一時停止を守って安全確認しましょう。
- 夜間はライトを点灯しましょう。
- 自転車であっても飲酒運転は禁止です。
- ヘルメットの着用が必要です。

ヘルメットというと工事現場用のものを想像される方が多いと思いますが、今は帽子型のおしゃれなヘルメットもたくさんありますので、是非着用していただきたいと思います。

交通ルールとマナーを守り、安全運転を心掛けましょう。